

福祉教育常任委員会の 審査についての報告

■議案第1号

指定居宅介護支援事業者の指定等について権限が県から市町村に移譲されることから、条例で指定居宅介護支援等の基準を定めるため、条例を制定するとの説明がありました。

主な質疑は次の通りです。要介護支援者に対し、在宅介護が重視されているが、県の支援はどうなるのか、との質疑に対し、事業所の指定については市に移譲されるが、ケアマネージャーの資格試験は県が行う。と答弁がありました。

■議案第6号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日からの施行に伴い、条例の一

部を改正するものでありと説明を受けました。

主な質疑は次の通りです。運営協議会の役割は大きく変わるのか、との質疑に対し、名前は変わるが内容は変わらない。保険料は、これまでどおり市が決定、運営協議会に諮るとの答弁でした。

■議案第7号

青少年自然道場は義務教育諸学校の児童生徒の集団宿泊施設として設置されましたが、生活環境や社会情勢の変化により、近年は学校の利用が激減、社会教育施設としての役割を終えたとして、廃止条例が提案されました。

主な質疑は次のとおりです。

廃止後、管理は総務部に移るのか、利活用の判断は教育部なのか、総務部なのか、との質疑に対し、廃止後の施設は、普通財産となる。普通財産の所管は総務部だが、今後の利活用の方針が決まるまでは、教育部が管理を行う。利活用の検討は、両部が協議すると答弁がありました。

設は、普通財産となる。普通財産の所管は総務部だが、今後の利活用の方針が決まるまでは、教育部が管理を行う。利活用の検討は、両部が協議すると答弁がありました。

態度表明後

■議案第8号

児童福祉法の一部に項ずれが生じるための改正である。と説明がありました。

■議案第9号

第7期介護保険事業計画で平成30年度から平成32年度までの介護保険料などの改定であると説明を受けました。

主な質疑は次の通りです。主な見直し内容は、との質疑に対し、

大きな施設の設置はない。小規模多機能の施設を2カ所増やしていく。譲渡所得の特例の取り扱いについては、

震災などの事情により土地を手放す場合には、特別控除すると答弁がありました。

■議案第10号

医療介護の連携の推進、地域共生社会の実現にむけた支援のための条例改正との説明でした。主な質疑は次の通りです。利用者およびその家族の参加を基本とあるが、新たに

■議案第11号

高年齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性を確保し、必要なサービス提供のための条例改正と説明がありました。

■議案第12号

発注者支援業務については、当初、設計施工一体型のデザインビルド方式で計画し、その支援業務を予定していましたが、社会情勢を考慮し、従来型の基本設計・実施設計・施工方式で進めることとしたため、年度内発注は見送りしました。複合

■議案第13号

複合庁舎整備事業に状況について説明がありました。

■議案第14号

複合庁舎整備事業について、基本設計業務・オフィス環境整備業務はプロポーザル方式で業者選定をします。三月中に契約完了を予定しています。

■議案第15号

発注者支援業務については、当初、設計施工一体型のデザインビルド方式で計画し、その支援業務を予定していましたが、社会情勢を考慮し、従来型の基本設計・実施設計・施工方式で進めることとしたため、年度内発注は見送りしました。複合

第10回特別委員会を開催しました。今回の審議内容は、次のとおりです。

市からは、取り組み状況について説明がありました。

複合庁舎整備事業について、基本設計業務・オフィス環境整備業務はプロポーザル方式で業者選定をします。三月中に契約完了を予定しています。

市からは、債務負担行為については、未契約の場合、自動的に失効するとの判断をしました。西庁舎および周辺施設にかかる公共施設等マネジメント推進委員会については、現在白紙の状態ですが、平成30年度に早期設立し、検討に入ります。

また、市民の意見はもとより議会との協議を慎重に重ねながら庁舎整備を進めていきたい、との答弁がありました。

■議案第16号

発注者支援業務については、当初、設計施工一体型のデザインビルド方式で計画し、その支援業務を予定していましたが、社会情勢を考慮し、従来型の基本設計・実施設計・施工方式で進めることとしたため、年度内発注は見送りしました。複合